

大正十四年九月六日 早朝出

雑賀貞次郎様

南方熊楠再拜

『集古』九月号御入手下され候由御知らせのハガキは、一昨四日薄暮拝受、安心仕り候。さて小生折り入って貴殿に御頼み申し上げ候件は、拙子すでに大体において快愈致しおり候えども、なにさま久々世間と距たりおり候こととて一切世態と時事に通ぜず、いろいろ勘ちがいのこと多く、たとえば拙生貸し長屋に住みし井潤悦次郎氏一家が、六月二十二日に湊の共同貸長屋に引き移りしを知らず。このごろに至り、これは石友夫婦がこの貸し長屋に移り入らんがために、井潤氏一家を立ち退かせたるものと確信候様子。これは井潤氏立ち退きしのち、数日井潤氏の家静かなるはどうしたことと母に聞きしところ、母は、汝の病気を気づかい立ち退きしなど申さばたちまち心配はなはだしくなるゆえ、井潤氏の妻子は九州へ帰省せり（これは事実にて七月に里へ一旦帰れり。いまだに來田せざることに存じ候）、その間広い家は入らぬゆえ、便宜につき母を奉じて母子二人で湊へやどをかえたり、と言い置きしなり。それを確信して、しかして石友夫妻が毎日自分を看護するを邪推して、自分快愈せしになおすわりこみおるは、右の長屋を占有せんがためと思うものごとく、久しい間の事歴を知らぬ身に取っては、蛮民が地球丸しとききてその説者を狂人と思うごとく、尤も至極な道理であるなり。

しかして昨夜もこのことを小生に話し、井潤氏ぜひこの貸長屋によび戻すべしと強請され候も、御存知のごとく、井潤氏は、もと桑原某と申し、岐阜の儒者田辺藩へ招聘された人の子にて、その母は至って気高き人に有之。以前下屋敷町に（只今、岡の中島氏のおる辺）大きな邸ありしを、父歿後売り払い、いろいろ転居の末拙方の長屋におりし人にて、常々借屋住居を好まず、何とぞ自分の一家をもちたしと言いおられしが、共同長屋出来しよりさつそく役場へ申し込み（御存知通り故加藤助役とは親族なり）、イの一番に抽籤に当たり、さつそく移転したるなれば（むろんこの新立家屋はおいおい氏自身のものとなるなり）、なかなか只今小生より頼んだりとて帰りにくれるものにあらず。小生もまた同氏が盲目なる老母と妻幼子をつれ帰り来るを望まざるなり。しかるに右申すごとく悴はひたすら石友を住ませんため井潤氏を追い出せしと信ずる（邪推する）こと堅く、なかなか小生の弁説をきき入れず。

そこで、右井潤氏は去年より役場へ申し込みあり、よって抽籤の順で一番に新長屋に移りし、ということは、当時（六月二十日前後の）『熊野太陽』か『牟婁新報』に出でありし（『紀伊新報』、『田辺新報』等は小生見ざりし）ことをたしかに覚えおるゆえ、何とぞ拙児の迷妄を解かんがため右の一条出たる新紙（何でも宜しく）を御探し出しの上、さつそく南方熊楠宛と明記して、御さしよこし下さらずや。大抵貴下または社員中には記憶もあるべく、もし貴方の新紙になかりしことならば、室井君へ電話にて御伝えの上、同氏もまた小生のために力を添えられ、その記事のある新聞紙をさがし出し、さつそく金崎氏方までたしかに寄贈されんことを望み申し上げ候。

付白。九月の『集古』に出したる「エビ上臆」は、小生一代に類なき古雅なもののもりにて、東京で好評の由。この雑誌は、かつて内田魯庵も評せしごとく、印刷の即時よりすでに稀本たるものにて、会員の数だけの外は印行せず。故に出板編輯人の手にも、全本は一部ずつしかなしとか。大正十一年小生銀座の旅館

にありし日、編輯人林若吉、三村清三郎氏二氏来たり、出来得るだけさがしたりとてくれたるも、なお十冊ばかり完全せず候。この次第で今度も三村氏の厚意をもつてやつと十部だけ別刊してもらい、小畔四郎、志賀虎次郎、平沼大三郎、多屋謙吉、貴殿、坂井知雄、杉田定一、宮武肅門、寺石正路、佐山千世、十氏に限り配りたるものにて、平沼、多屋二氏へは本社より配ると申し来たりしが、果たして届きしや否、存せず候。故に多屋氏へは当分御話しなきようお願い上げ候。病児のあるところへそんなことをはなしに來られてはこまり申し候。

右何分宜しく御願ひ申し上げ候。

早々敬具

『牟婁』または『熊野太陽』にトジコミの分しなくなくんば、何とぞ三、四日拝借したきものに候。